

2014年10月23日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 様

阿久比町長 竹内 啓二

(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】政策協働課

・第5次総合計画の基本理念に基づき、「人にやさしい健康・福祉のまち」を基本計画に掲げ施策を進めていきます。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】税務課

・滞納整理機構での滞納整理に当たっては、法に沿って担税力のある人に対して納税をしていただいております。納税交渉の中では、その人に合った方法での納税対応しており、税の公平性を保持するため参加していますのでご理解ください。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の

適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 税務課

- ・差押えに当たっては、国税徴収法に準じて執行しています。
- ①納税の猶予（地方税法第15条）、②換価の猶予（同法15条の5）、③滞納処分の執行停止（同法第15条の7）については、それぞれの案件について法の規定に沿って適用しています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 住民福祉課

- ・生活保護の相談があった場合、（県）福祉事務所と連携し、適切な実施に努めています。

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】 住民福祉課

- ・生活保護費の決定は、県が行っています。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

【回答】 住民福祉課

- ・国、県の基準に基づいて行っています。

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】 住民福祉課

- ・計画はありません。

- ⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】 住民福祉課

- ・計画はありません。（県）福祉事務所と連携を図ります。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】 健康介護課

- ・国の基準に準じて設定しています。介護給付費準備基金から基金繰入を予定しています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】健康介護課

- ・低所得者の保険料軽減に努めています。

(2) 基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】健康介護課

- ・現在のところ計画はありません。

- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】健康介護課

- ・現在は、中学校区1か所で町の地域包括支援センターで運営しています。

- ③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】健康介護課

- ・介護労働者の確保についての財政支援は、他業種との均衡を阻害することから考えていません。

★(3) 地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

- ①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】健康介護課

- ・専門サービスにあっては、従来の予防給付の基準を基本とする予定です。

- ②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】健康介護課

- ・これまでのサービスを維持していく予定です。

- ③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】健康介護課

- ・申請に基づいて対応していきます。

(4) 高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】健康介護課

- ・民生委員の協力や配食サービス利用者にあっては安否確認を実施しています。

- イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】健康介護課

- ・タクシー券の一部助成(初乗り料金)を行っています。また、巡回バスも平成26年10月から本格運行しています。

- ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの

助成金を拡充してください。

【回答】健康介護課

- ・高齢者の集まりの場として4宅老所を開設しています。また、福祉活動による4か所のサロン活動と友愛活動による4か所のサロン活動を実施しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】健康介護課

- ・現在のところ計画はありません。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】健康介護課

- ・月曜から土曜の週6回の夕食のみ実施しています。調理に要する食材費、調理費（加工費）を負担していただき、配送費は補助しています。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】健康介護課

- ・現在のところ受領委任払い制度を実施する予定はありません。

★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】健康介護課

- ・介護度により対象としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】健康介護課

- ・個別に対応しています。

3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】住民福祉課

- ・現行制度の存続に努めます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】住民福祉課

- ・限られた財源の中、現時点では考えていません。

- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】住民福祉課

- ・平成24年10月1日より精神障害者1. 2級の対象者に対し、全疾病対応の無料化を実施しています。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】住民福祉課

- ・住民税非課税世帯の医療費の無料化については、現時点では考えていません。また、現在においては、県補助制度より拡大し、実施しています。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】健康介護課

・現在、妊婦健診14回、産婦健診1回、乳児健診2回を無料実施しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

・本町は、児童扶養手当の所得制限を準用しています。申請は、各学校と教育委員会の両方で受け付けています。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答】学校教育課

・現行の学校給食法では、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費については保護者負担と定められているため、義務教育とはいえ、無償化の考えはありません。また、給食費が未納であっても、給食が食べられないことはしていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】子育て支援課

・本町には待機児童はいませんが、今後も待機児童が発生しないよう努めています。また、家庭的保育事業等の小規模な保育所事業所はありませんが、今後、許可申請があれば、町条例の認可基準により事業認可を行うとともに、確認基準により運営内容を確認して、適正な保育運営が行われるよう努めます。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】住民福祉課

・保険者規模拡大による財政運営の安定、共同実施による事務の効率化、市町村格差の標準化等を考慮すると広域化は必要と思われるが、今後の動向を見据えて慎重に判断していきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】住民福祉課

・平成26年度当初予算で1億1,878万円の法定外繰入金を計上していますが、法定外の一般会計繰入金は公平性を欠くおそれがあり、増額は考えていません。また、保険料の引き上げと減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】住民福祉課

・均等割は、被保険者に均等に課税されるもので、平等にご負担いただいております。

中学校卒業までの子どもは、医療費無料制度を実施しています。減免の拡充を図れば、その財源は、他の加入者の負担増になることから、減免制度の拡充は考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】住民福祉課

- ・減免制度の拡充は、現在のところ考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】住民福祉課

- ・減免制度の拡充は、現在のところ考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】住民福祉課

- ・資格者証や短期証は、滞納者との面談を増やし、納税相談をするためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。公費負担医療の給付対象者、高校生以下の子どもにあっては、資格者証明書は発行していません。有効期間満了までに、更新のお知らせや電話での勧奨により、未更新にならないようにしています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】住民福祉課

- ・国民健康保険法に基づき交付します。施行令第1条の「特別の事情」であると認められる場合には、資格証明書の交付はしなくて、保険証を交付します。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】住民福祉課

- ・短期証の発行は、滞納者との面談を増やし、納税相談をするためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。有効期限の最低を6か月にすることは、現時点で考えていません。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】住民福祉課

- ・滞納処分などは、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法、地方税法に基づき適正に事務を進めております。保険制度のPRとしてホームページに掲載しており、調査について考えていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】住民福祉課

- ・現在のところ考えていません。

6. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】住民福祉課

- ・障がい福祉サービス等の利用者負担につきましては、国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。自立支援医療のうち精神通院医療につきましては、自己負担額を全額助成しています。また、更生医療につきましては一定以上の身体障がい者は障がい者医療制度により自己負担額を全額助成しています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】住民福祉課

- ・障がい者・児が必要とする時間を支給しております。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】住民福祉課

- ・移動支援の支給につきましては、自立支援法の対象を基本とし、通所・通学は移動支援の対象の範囲ではないと考えており、今後につきましても同様に考えております。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】住民福祉課

- ・国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】健康介護課

- ・現時点では、考えていません。

- ★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】住民福祉課

- ・国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】住民福祉課

- ・相談支援事業は、近隣2市2町で共同実施しており、専門職員を配置してきめ細かな相談支援が行えるよう努めています。

7. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】健康介護課

- ・40歳以上の希望者にB型肝炎・C型肝炎検査は、無料で実施しています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】健康介護課

- ・平成26年10月から助成対象を70歳以上から65歳以上に拡大して実施していますが助成の増額は考えていません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康介護課

- ・風しん抗体価の低い、妊娠を希望する女性を対象に予防接種費用の一部(5,000円)を助成したところですが、無料化は考えていません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。
- ⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。
- ⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

以上